

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
電力・ガス基本政策小委員会 第49回制度検討作業部会

日時 令和3年4月15日(木) 9:00~11:38

場所 オンライン開催

1. 開会

○森本資源エネルギー庁電力供給室長

それでは、定刻になりました。準備も整いましたので始めさせていただきたいと思います。ただ今から総合資源エネルギー調査会、電力・ガス事業分科会、電力・ガス基本政策小委員会の第49回になりますけれども、制度検討作業部会を開催いたしたいと思います。

委員の皆さま方におかれましてはご多忙のところご出席いただきありがとうございます。本日もこれまでに引き続きましてウェブでの開催とさせていただきたいと思います。

なお、3月末をもちまして、これまで本部会でご活躍をいただきました大山先生は委員をご退任されてございます。また、今回より新たな委員といたしまして、監査法人トーマツの男澤様、それから横浜国立大学の辻様に委員にご就任をいただいております。なお、委員ご就任につきましては、本部会の親委員会でございます電力・ガス基本政策小委員会の山内委員長にもご了承いただいているところでございます。また、オブザーバーでご参加いただいている委員の方々にも一部、人事異動がございましたので、その点も委員名簿のほうにて反映をさせていただいております。ご確認をいただければと思います。なお、本日は男澤委員はご欠席、それから大橋委員は途中のご退席というご連絡をいただいております。

それでは、早速ではございますけれども、議事に入りたいと思いますので以降の議事進行につきましましては、横山座長にお願いをいたしたいと思います。よろしく願いをいたします。

○横山座長

私の声は聞こえていますでしょうか。

○森本資源エネルギー庁電力供給室長

はい。大丈夫でございます。

2. 説明・自由討議

(1) 容量市場について

○横山座長

皆さん、おはようございます。本日も朝早くからご参加いただきましてありがとうございます。本日は前回と同様、容量市場と非化石価値取引市場について、それぞれご議論いただければと思います。

それでは、早速お手元の議事次第にしたがいまして進めさせていただきます。

議題の1番、容量市場についてでございます。資料3に基づきまして事務局よりご説明をお願いいたします。

○森本資源エネルギー庁電力供給室長

1つ目の議題でございます。資料3、容量市場についてという内容でございます。ページは1ページ目でございます。前回の本部会まで、9月の初回のオークションの結果発表以降、次年度にオークションに向けて様々な検証、それから検討を行ってまいりました。本日はその方向性の取りまとめに向けて、これまで主に5つの項目についてご議論を深めてきていただいたわけでございますけれども、残された項目につきまして方向性を決めていくべく議論を深めていきたいと考えてございます。また、これまでおおむね議論いただきまとめたところの内容、そういったところも振り返らせていただいた内容という形で資料を整理させていただきます。

資料をちょっとめくっていただきまして、1項目目、供給力の管理・確保という内容、4ページ目でございます。供給力の管理・確保に関する論点という内容でございます。前回までの本部会におきまして、供給力の管理・確保といったところで、目標調達量H3需要の112.6%全体を確保しつつ、メインオークションにつきましては2%分を減少させた上でその分は基本的には追加オークションで調達するという整理でご議論をまとめてきていただいたところでございます。実際に追加オークションという形でメインオークションから2%分を引く形になるわけでございますけれども、その需要曲線の設定方法についてご確認いただきたいと、こんな内容でございます。既に容量市場の在り方に関する検討会のほうにおきまして、具体の手法についてご議論をいただいたところでございます。図表4ページのA案とB案という形でお示しをさせていただきご議論をいただいております。

ページ5ページに係ってくる内容でございますけれども、本検討会におきましては、これまでの議論と整合であること、またB案におきましては、一部デメリットがみられるということもございまして、基本的にはA案と追加オークション分をFITの織り込みと同じようないわゆる恒常的な形で織り込むという形で処理する案、こちらのほうが支持をされたという内容でございます。

こういった内容を踏まえまして2021年度のオークション、実需給2025年度になるわけでございますけれども、需要曲線の中でFIT電源等の期待容量に加えて追加オークション分も分けると、こういったものを織り込んだ形で需要曲線を処理するという形にはどうかというご確認の内容でございます。

しばらく前回までの議論の内容を整理させていただいたものが続きます。資料ページ11ページ目、それから12ページ目の内容でございます。供給力の管理・確保ということで、売り惜しみ防止策の強化、応札の透明性の向上という観点でもご議論をいただいております。前回までの議論の中で、市場支配的事業者につきましては、休廃止の予定の有無にかかわらず一定の基準を満たす場合を除いて、基本的には全ての電源について

応札をするという方向で整理をいただいていたところでございます。こういった観点から、休廃止を予定している一部の電源、こういったものについても応札が予定される。特に実需給年度以前に休止を予定している電源、こういったものも応札が予定されると、そういった応札の可能性もあると、こういった内容でございます。そのような電源が仮に落札されて実需給年度にしっかりリクワアメントを満たして供給力として稼働するためには、実需給年度までに稼働のために修繕工事等、こういったものも当然必要になってくることが想定されるところでございます。

そういったコストにつきましても、応札価格に織り込み入札をするということは合理的と考えられるところでございます。そういった点はガイドラインのほうでも明記はされていないなかったということもございまして、こういった点に踏まえましてガイドラインの修正を一部施すと、こういった内容の整理でございます。

続きまして、2点目の論点でございます。入札価格の妥当性の確保という内容でございます。ページ14ページ目でございます。入札価格の妥当性の確保という観点から、これまで初回オークションでやってございました監視委員会による事後の監視に加えて、事前監視といったところを新たに加えてはどうかと、こんなような提案、それからご議論を進めてきていただいたところでございます。これまでの議論を整理をさせていただいたものをページ14ページのところに記載をさせていただいております。事前確認としまして、前年度のNet CONE以上で価格を入札する場合には、2カ月前から事前監視を行うという形でこれまでの議論を整理させていただいております。

3点目の論点でございます。小売事業環境の激変緩和いわゆる経過措置の内容でございます。ページ16ページ目以降になります。小売事業環境の激変緩和ということで、これまでの本部会の中におきまして、入札内容に応じた減額方法という内容を確認をいただき、激変緩和措置といたしまして電源の経過年数に応じた減額、それから入札内容に応じた減額、具体的には価格に応じた減額でございますけれども、こちらはハイブリッドを組み合わせる形で激変緩和措置を行っていくという方向で整理をいただいていたところでございます。

前回この具体的な数値、さらには減額の規模感、こういったところのご議論をいただいていたところでございます。前回具体的な数字も含めまして事務局の案という形でご提示をさせていただいたところでございますけれども、一部ご意見等もございましたので、そういった意見も反映をいたしまして修正した事務局の案を本日お示しをさせていただきたいと思っております。そういった内容についてご確認、ご議論をいただきたいと、こういった内容でございます。

資料、ちょっとページを飛ばしていただきまして、ページ22ページ目以降の内容でございます。前回の資料のページ25ページに付けさせていただいておりますけれども、激変緩和措置のシミュレーションということで減額の規模感、それから具体的な措置の内容を前回お示しをさせていただいております。電源等の経過年数に応じた減額として5%、入札内容に応じた減額として約定価格に対して8割の減額を施す。この結果として減額規模

約 22%を確保すると、こういったような内容の案をお示しをさせていただいたところでございます。

ページ 22 ページ目でございます。激変緩和措置の減額の規模感につきましては、これまで 15 から 25%という幅をお示ししながら、前回は 22%という案をお示しをさせていただいたところでございます。委員の皆さま方からは、22 からもう少し高い水準をとというお声もいただいたところでございます。一方で減額の規模感が大きくなり過ぎて安定供給上のリスクを高めるという点などへの配慮、さらには大きくし過ぎた場合の電源の退出の可能性を高めるという点、そういった観点を踏まえまして 22%という水準でいいのではないかと、こんなご意見もいただいたところでございます。こういった内容を踏まえまして、改めまして事務局の案といたしまして 22%という数字で最後はまとめられないかといったところのご提案でございます。

ページ 23 ページ目でございます。この 22%の組み合わせの計算となります減額措置のそれぞれの比率についてもさらに検討を加えたところでございます。前回、経過年数に応じた減額の幅ということで 5%、入札価格に応じた減額ということで 8割という案をお示しをさせていただいたところでございます。そういった内容に対しまして委員の皆さま方からは、一部経過年数に応じた減額に大きく振るべきと。

また、電源の新陳代謝という制度趣旨を踏まえて 10%に近い数字というお声。5 から 10%という幅の中で例えば間を取って 7.5%という数字でもいいのではないかと、こんなお声もいただいたところでございます。

今回のオークション、逆数入札を無くすというところを前提にいたしまして、全体でうまく折り合いをつけて最後はまとめていきたいと、こういったような頭でこれまで議論を進めてきたところでございます。経過年数に応じた減額を大きくすること。一定の課題はどうしても残ってしまうところでございますけれども、前回の議論を踏まえまして、前回の事務局案の一部を見直しをさせていただきたいという内容、具体的には電源等の経過年数に応じた減額については 7.5%、前回は 5%でございましたが 7.5%、それに合わせまして入札価格に応じた減額については、約定価格の 8割から 0.82 とする案ということにしてはどうかといったところが事務局の案でございます。こちらを具体的に行うことによってシミュレーションの結果といたしましては、減額規模 22%という形になるというところで試算をさせていただいてございます。

こういった内容で最後に皆さま方の意見を踏まえましておまとめいただきたいと、こう考えている次第でございます。なお、この経過措置の扱いにつきましては、これまで半年にわたりまして相当ご議論もいただいてきたと理解をしてございます。2021 年度、次回のオークションの結果も踏まえて、事後の検証は当然行われるべきものと考えてございます。その検証次第では改めて見直しを行っていく可能性といったところも排除されるものでないという点も付記をさせていただいてございます。また、逆に約定価格の水準という観点からは、逆に大きく下がるといったところの可能性も考えられるところでございます。こういっ

た観点からの見直しという点も排除されないといったところも併せて記載をさせていただいてございます。

ページ 24 ページ目でございます。2025 年度仮に控除 7.5%、18%とした場合、これまでこの経過措置につきましては、2030 年度までの措置、具体的には 2029 年度まで経過措置を行った上で 2030 年度にそれを廃止すると、こういう方向をこれまでまとめてきていただいたところでございます。これまでも単純計算で 6 年間均等割りという形で整理をしてきたところでございますので、控除の設定率につきましてもこれまでの整理に基づいた形で電源等の経過年数に応じた減額、それから入札価格に応じた減額、それぞれ整理をさせていただいてございます。

続きまして、ページ 26 ページ目以降、オークション結果の情報公開という内容でございます。オークション結果の情報公開につきましては、これまでの議論、ページ 28 ページ目でございますけれども、できるだけ透明性をもって対応していくという方向性でこれまでもご議論をいただいていたところでございます。一部、情報公開のデメリットといたしまして、休廃止に向けた関係者との調整についての懸念、こういったところもお示しをいただいたところでございます。

ただ、一方で今回、供給力の管理・確保という論点の議論の中で、メインオークション以外にも追加オークションという形で一定割合確保していくという方向性、こういったところもお決めをいただいていたところでございます。そういった観点から踏まえますと、メインオークションで非落札になったからといって必ずしも淘汰（とうた）すぐに休廃止に至ると、こういったことが必ずしも生まれないといったところも考えられ得るところでございます。そういった観点を踏まえますと、これまでお示しをいただいた懸念という点も一定程度解消されてくるということも予想されるのではないかと考えている次第でございます。

こういった観点も踏まえまして、またこれまでの皆さま方のご意見を踏まえまして、できるだけ情報公開を進めていくという方向でまとめていくということではないかという整理をさせていただいてございます。具体的にはこれまでご提案をさせていただいてございます A 案という形で、オークションの結果の公表、オークション後の結果の公表、そこに当たって事業者名、それから電源 ID、それから具体の落札容量、こういった内容を結果として広く公表するという形でまとめてはどうかというような提案でございます。

最後 5 点目の論点でございます。ページはちょっと飛んでしまいますけれども、34 ページ目以降の内容でございます。カーボンニュートラルとの整合性の確保、特に非効率石炭のフェードアウトとの整合性、非効率石炭フェードアウトの誘導措置という形で検討を進めてきた内容でございます。

これまでの議論を 35 ページ、それから 36 ページにまとめをさせていただいてございます。誘導措置の対象といたしまして、非効率の石炭火力に限定をしていくという内容、非効率なところの線といたしまして、入札時点で定まっている設計効率を基準として採用していくということ。具体的には超々臨界並みの発電効率、42%以上のところで基準値を

設けるという内容。具体的な誘導措置におけるインセンティブ設定といたしまして、設備利用率の高低によって傾斜を付けていくという内容。その基準といたしまして設備利用率、こちらは毎年実績として決まるものでございますけれども、その基準といたしまして 50%前後で線を引くという内容、50%以上の設備利用率になった場合につきましては、減額率を20%として設定をしていくという内容、こういった内容でこれまで整理をさせていただいてきたところでございます。

こういった内容を踏まえまして細かい実務面の整理、今回は整理をさせていただいているところでございます。具体的にはページ 40 ページ目、41 ページ目、42 ページ目の内容でございます。

40 ページ目でございます。需給逼迫時の設備利用率の算定についてと、こういった内容でございます。需給逼迫時、例えば広域予備率が8%未満となるようなケースを想定してございますけれども、緊急時に動かすと損をすることにならないような仕組みにするべき、需給逼迫時の石炭火力の割合、燃料の多様性を確保する意味でも運転することが非常に重要になっていると、こういったご意見もあつたところでございます。そういった実務、実際の現場観点を踏まえまして、安定供給の確保をするという観点は非常に大事でございますのでそういった場合、動かした場合につきましては、発電量を控除して設備利用率の算定を行うという形で整理はさせていただいてございます。

ページ 41 ページ目でございます。減額対象電源の確認のスキームという内容でございます。繰り返しになりますけれども、減額対象になるかどうかといったところは設計効率で判断をすると、こういった整理をさせていただいたところでございます。その数字を何かしら確認をしていかないといけないというのが実務でございますけれども、基本的にはその証拠書類といたしまして、試運転期間中の性能試験の結果等、こういったものが想定されるところでございます。一部そういった準備が困難なケースにつきましても、資源エネルギー庁にご相談いただいた上で設計効率の計算過程等を確認をさせていただいて、最終的には実施機関、公益機関のほうと確認をいたしまして最後登録をしていくと、こういう形のスキームを想定しているところでございます。

ページ 42 ページ目でございます。減額分についての支払い方法・スケジュールについてという内容でございます。本誘導措置におきましては、設備利用率の確保に、こちらは実需給年度に実際の数字、こういったものを使っていくというところを想定をしているところでございます。実績ということになりますので当然翌年度以降、翌年度にそういった数字が分かってくると、こういった形になるわけでございます。そういった場合につきまして、あらかじめ全体の減額分はなしとして発電事業者にお支払いをしていくという形で、後ほど減額分をバックしていただくと、こういうような精算を行うという方式、その逆のパターンで、あらかじめ20%分の減額を施した上でお支払いをし、実需給が終わった翌年度に追加的な支払いを行うと、こういった手法が考えられるわけでございます。具体的なやり方としては、後者のやり方をしてはどうかというような内容でございます。支払い、減額を同時に行

うとことができ、減額分の金額の解消ができないというリスクなんかも存在するというところで、実務面の観点を踏まえまして、いったん減額をした形でお支払いをして追加的にお支払いをするという形で整理をさせていただいてございます。

以上、これまでの大きくご議論をいただいてきました内容を整理、また残された論点についても整理をさせていただいたところでございます。

最後にそのほかといたしまして2点ほど確認的に書かせていただいております。ページ44ページ目でございます。F I P電源の扱い。F I P電源につきましては、別の委員会、具体的には再生エネルギーの大量ネットワーク小委員会のほうで整理をいただいているところでございます。F I P電源につきましても、F I T電源と同じくキロワット価値二重取りの防止という観点から、F I Tと同様に容量市場の参加対象外とするという整理をいただいているところでございます。こちらの確認をさせていただいているという内容でございます。

Net CONEの算定という内容、Net CONEにつきましても、あらかじめ定められた考え方に従い整理をこれまでしてきているところでございます。これまでの整理におきましては、いろいろNet CONEが変動するということも踏まえつつ、包括的な検証のタイミングで検証を行っていくという形に整理をこれまでしてきているところでございます。次回の2021年度のオークションにつきましても、前年度末までに確定した最新の経済指標を用いて基本的には大きく変えることなく従来の数字を基本的には使っていくと、1回目のオークションの数字を使っていくという形で整理をさせていただいているところでございます。

ちょっと長くなりましたけれども、私から以上でございます。よろしく願いをいたします。

○横山座長

ご説明ありがとうございました。それではただ今のご説明の内容につきまして、ご発言を希望される方はチャットのコメント欄にお名前と発言希望の旨をご記入いただきますようお願いいたします。また、発言順ですが、これまでと同様、まずは委員の皆さんにご発言いただいてからオブザーバーの皆さんにご発言いただくこととさせていただきたいと思っております。

それでは、どうぞ、委員の方のほうからご発言の旨をチャット欄にお書きいただければと思います。よろしく願いをいたします。

それでは、まず最初に小宮山委員、お願いいたします。

○小宮山委員

どうもご説明誠にありがとうございました。私からは1点だけ経過措置に関しまして簡単に申し述べさせていただきたいと思っております。

今回ご提案をいただきました減額の規模を22%とすることならびに今回ご提案のございました経過年数ならびに入札価格に応じた減額の比率に関しまして、小売りサイド、発電サ

イド双方に対してバランスよく熟慮された内容であると思いますので、今回の事務局案を支持させていただきたいと思います。

小売事業者への負担への配慮も大変大事な要素でございます一方、発電事業者への配慮という点も、電源の維持ならびに電源の新陳代謝などといった容量市場の制度の趣旨を踏まえますと大変重要な要素であると認識してございます。22%の減額の規模感の小売りサイドの負担のリスクならびに発電サイドの電源退出リスクなどを合わせた小売りサイドから発電サイドにわたるリスクを総合的にバランスよく抑制し得る適切な水準であるように思います。加えまして、経過措置以外にも、資料にも記載のございますとおり、追加オークションやそれから石炭混焼バイオの取り扱いなど複合的な措置による約定価格引き下げ効果も予見されますので、小売りサイドの負担リスクを軽減し得るものと考えております。

先ほど、室長からもご説明ございましたとおり、これまでの約半年にわたるこの議論を踏まえて、今回の事務局案は小売りサイド、発電サイドの双方へ十分にご配慮をいただいたバランスの取れた内容に思いますとともに、2021年度のオークション結果を踏まえ、事後検証の次第では見直しの可能性も排除しないとのことでございますので、多方面で熟慮をいただいております今回の事務局案を支持させていただきたいと思います。

私のほうからは以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、ほかの委員の皆さんはいかがでしょう。

廣瀬委員、お願いいたします。

○廣瀬委員

廣瀬でございます。聞こえますでしょうか。

○横山座長

はい。聞こえております。

○廣瀬委員

ありがとうございます。ご説明ありがとうございました。私も資料の23ページにあります激変緩和措置に関する事務局からの提案について申し上げます。

正解というものがない中、事務局からは前回の議論を踏まえた上で、新しい案を工夫して今回出してくださりありがとうございます。前回に引き続いて今回もシミュレーション結果として、何%程度の減額となるのかを示してあることによって議論がしやすくなったと思っております。ただし、これらの数字はあくまで初回のオークションの結果に基づいた試算であって、今年度からの新しいオークションでは当然また別の結果が出るわけですから、あまり減額の規模感の数字そのものには捉われ過ぎないように留意したいと考えております。

その意味で減額措置の各要素のほうを見てみますと、こちらにももちろん正解はないわけですが、その中で前回の議論を踏まえて、①の電源等の経過年数に応じた減額のほ

うはより深くなるように、②の入札価格に応じた減額のほうは浅くなるように、それぞれ修正を加えた上で今回の事務局案が出てきております。これは前回いろいろなご意見があった中で、電源の新陳代謝を促すという制度の趣旨から、経過年数の長い電源は減額を大きく、反対に新しい電源も含まれ得る入札価格に応じた減額のほうは、小さくすべきではないかというご意見があったのを踏まえて修正されたものと拝見しました。容量の確保と電源の新陳代謝という両者のバランスを取る方向への修正だと思いますので、今年度のオークションに向けた案として、今回の事務局案でやってみるということによいのではないかと考えます。

その上でこのページの4つ目の箇条書きにありますように、今後も検証は行っていって、必要に応じて改めて見直しを検討するというところで結構だと思います。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、武田委員、よろしくお願いいたします。

○武田委員

お示しいただきました論点のうち、入札価格の事前確認制およびオークション結果について広く情報公開をするという事務局案に賛成したいと思います。この2つのご提案によって市場支配力の抑制について大きな機能が期待できるのではないかと思います。特にオークションの情報公開について広く公開するという方針を示していただいたことに大変感謝しております。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、松村委員、よろしくお願いいたします。

○松村委員

松村です。聞こえますか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○松村委員

まず、今も武田委員からご指摘のあった情報公開については、思い切った案を出していただいたことにとっても感謝します。支持します。透明性はこれでかなり高まると思います。

Net CONEの扱いについても、据え置きが合理的な提案だと思います。新設電源に関して別の制度を設けようという議論が進んでいる中で、ここだけ変えるのは不自然だと思いますので、そちらの議論が決着した後で、そちらとの役割分担を考えながら抜本的に見直す、そもそも決め方を抜本的に見直してしかるべきだと思います。まだそちらの決着が着いていない段階でこちらを変える必要はないので、変えるのは不自然で、事務局の案を支持

します。

経過措置については事務局案支持とは到底言えません。まず 22%ですが、その 22%については、22%が妥当という意見と、本来は 27 だったわけなのだからそれに近い 25%支持という意見が両方出てきて、それを熟慮した結果として 22%のほうを取ったということになるわけです。これに関してはいつも同じことを言って申し訳ないのですが、そもそもこの制度を元々設計する段階で、こんな制度を作ったら消費者の負担を増やして発電事業者の掘り金を増やす。それを削減しようとする安定供給に支障が出かねない、既得権益を持っている人の利益を増やすことと安定供給のトレードオフが生じてしまうと指摘してきました。

この後こんな制度を設計したらこの制度を支持した委員は、きっと安定供給を口実にして消費者の負担を増やす主張を繰り返すに違いないということを事前に予告というか、懸念を表明していたわけですが、今回も予想通りのこと、今までと全く同じことが起こり、そのときに予想されていたとおりに、安定供給を口実にして消費者の負担でここをできるだけ値切ろうという意見が、予想された委員から予想されたとおりに出てきて、それを採用して 22 にした。このことのメッセージ効果は大きいのではないか。容量市場は何のために作ったのかというのは、本来は効率的に作られれば非常に大きな役割を果たすはずなのだけれども、非常にゆがんだ制度になり、そのゆがんだ制度を作った委員の強い意見によって 22 になったという印象を与えた、密約でもあるのではとの疑念を深めかねない案になったと、とても懸念します。もしこの案が通るとすればとても残念。

同じようにこの 7.5%というのは前回の提案、その 5%に比べれば改善した、間を取ったということはいえるかもしれないのだけれども、でも元々 5 から 10 ということを書いていて、それで電源の新陳代謝を重視するとすれば、本来は 10%とするというのが適正だと思いますが、むしろ 5%を支持するという意見にも押されて、さっきと全く同じ理由で押されて、間を取ったというのも、私はとても残念です。この点については支持するとは到底言えないし、後々振り返って後の世代の人たちがこの議論を読み返して、やっぱり容量市場は本当に高尚な目的で作られたのではなく、それを口実にして変なところに利益を落とすために作られたのか、などということが疑われかねない議論になったことを懸念しています。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは続きまして、安藤委員、お願いいたします。

○安藤委員

安藤です。よろしく申し上げます。

右下ページ番号の 36 ページ、誘導措置の減額の閾値を 50%にするということについてです。次の 37 ページにもあるコメントのように「非連続性があることは望ましくない」と私は述べましたが、今回は単純な仕組みということになりました。これはシンプルなほうを

取ったということで、それはそれでよいかと思えます。ただし、今後やはり私が懸念したような問題が起こる可能性もあるということで、2026年度以降の減額率について必要に応じて見直しとされていますが、減額率だけでなく閾値についても必要に応じて結構ですので検討する余地を残していただきたいと思っています。

非連続性があると望ましくないという点については、23 ページ目にある合計で減額の規模感として 22%というところはとりあえず置いておいて、最後のドットのところで減額措置がやはり非連続的になっているため、よくないと感じております。これは約定価格は Net CONE の半額以下になると、半分以下になると減額措置を行わないとするとしていますが、これは約定価格によっては逆転現象が起こるのではないかと考えます。これは今後見直しをするというものであって単なる例示として括弧書きで書いてあるだけだとは理解していますが、これが議論の際の前提として、出発点にはならないでほしいなと感じております。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

続きまして、又吉委員、お願いいたします。

○又吉委員

又吉です。聞こえますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○又吉委員

よろしくお願ひいたします。私も 1 点目は、小売事業環境の激変緩和についてのコメントと、あと非効率石炭フェードアウトについて 1 点確認をお願いできればと思っております。

まず激変緩和なんですけれども、減額規模につきまして事務局にご提案いただきました約 22%に賛同したいと考えております。本来この減額率というのは従来のスキームのもとで期待されていた減額率から今回新たに導入される影響を差し引いたものであるべきと考えております。その効果を定量的に試算することは非常に難しいということで、今回難しいのですが、複線的に導入される新たなスキームというのは基本的には約定価格および小売負担額の圧縮を意図したものであるというふうに整理されていることを考慮しまして、減額率の仕上がりというのはやはり 27%を一定程度下回るのが合理的ではないかと考える次第です。

あと、経過年数および入札価格に応じた減額率のハイブリッド計算手法についても基本的には事務局案に賛同したいと考えておりますが、23 ページ目の 4 つめのブレットで付記されておりますように、次回オークションの結果や他の審議会で議論が進む新規電源投資に係る詳細スキームなども考慮しつつ、ぜひ検証見直しの実施を行うということが重要ではないかと考える次第です。

続きまして、非効率石炭フェードアウトなんですけれども、41 ページ目に右下に小さく「実需給年度前に、設備改造を終え」という注記が入っているんですが、これは容量市場を選択したバイオマス混焼もしくはアンモニア混焼電源については、ボイラー改造等の完了が確認できれば混焼を前提とした発電効率が適用可能との整理になっているのか、この理解でいいのか確認させていただければと思います。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

確認事項は後ほどまた事務局のほうからお願いをしたいと思います。

それでは、大橋委員、お願いいたします。

○大橋委員

ありがとうございます。前回欠席してしまっていて発言の機会がなかったので、これまでのご議論を踏まえた発言になっているか分からないですけれども、3点だけ申し上げます。

まず1点は、激変緩和の件です。これは前の委員の方のご意見にもありましたが、今回が前回のオークションと若干環境が違うのは、その追加オークションの効果と、FITの自然増なりあるいはバイオマス増なりという効果も、今回は容量市場の価格の下げのプレッシャーには相当程度効果が出てくるだろうと予見されると思います。ここの辺りは、本当はシミュレーションとかできたらよかったですけれども、多分時間的なものもあり今回は出てきていないんだと思いますが、そこを加味した上でどれだけ激変緩和を20数%にするのかという点が肝心だと思っています。今回は、事務局は非常に丁寧に検討いただいたというふうな印象を持っていて、この22%という数字は小売りへの負担も配慮した形になっているというふうな感じの印象を持っていて、この数字についてはやっぱりここはシミュレーションとか含めてしっかり検証はしていくべきものと考えています。

2点目は情報公開に関してなんですけれども、今回は思い切った案を示していただいてありがとうございます。これは、附番のIDによって発電所が特定されると認識していますが、こうした情報公開によって休廃止に関する事業者の関係者との調整の仕方は変わるということで、事業者のほうもしっかりとそこは踏まえて今後調整していただくということかなと思っています。

3番目のカーボンニュートラルについては、設計効率のところを丁寧にみていただいて、商標書類の準備が難しい場合もしっかり考慮していただいているということで、ここは丁寧に、ぜひエネ庁を中心にして見ていただければと思っています。ありがとうございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは続きまして、秋元委員、お願いいたします。

○秋元委員

ありがとうございます。今回のご提示ですけれども、基本的に事務局案に賛成です。議論

としてまずもう1回戻って考えるべきことは、やっぱりそもそも今はキロワットアワー市場は基本的に価格が下がっていて、今般、高騰してだいが戻したということですが、たしかキロワットアワー当たり年間平均すると11円ということだったと理解していますが、長期的に下がってきていると、これはFIT電源等が大きく入ってきて根本的にキロワットアワー市場での収益が確保しにくくなってきているという中で、この容量市場を入れているということをございまして、そういう意味で電源の体質が差で安くなってきているということへの手当てという部分がやっぱり容量市場として必要なものだと思います。そこをしっかりと理解した上で、どういった措置が必要なのかということをご改めて考える必要があるのではないかと思います。

そういう中でもう1点は大橋委員がおっしゃったことと全く同様に、全く適切に大橋委員がおっしゃったと思いますが、かなりこれまでの議論で供給量を出せるような形に改定をしたということで、今後もオークションについては期待値としては相当価格が下がってくる可能性があると思っています。そういうことも含めて今回ご提示の部分の経過措置に関する部分を議論すべきだと思います。これも大橋委員がおっしゃったことと同様ですが、そういう中で事務局がバランスのいい数字というところで22%というご提示があつて、この辺りは絶対的な正解がある数値ではございませんけれども、そのバランス感というところから22%というのは私も妥当な線ではないかと思うところがございます。

前回、私から少し経過年数の部分に関して5%というのはちょっと小さくて、少し間を取って7.5%みたいな数字も考えられるのではないかと申し上げたと思いますが、それについても事務局をご検討いただいて、間を取っていただいて7.5%という数字をご提示いただいたと思いますので、これについても適切な改定のご提案だと思いますので、事務局案に賛同したいと思います。この形で決めていただければと思うところがございます。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

次は、辻委員、お願いいたします。

○辻委員

横浜国大の辻です。本部会は今回から参加させていただいております。どうぞよろしくお願ひいたします。

カーボンニュートラルのところでは1点だけなんですけれども、まず今回右下40ページのところにあるように、安定供給という観点から需給逼迫時にはしっかりと発動できるということで、設備利用率の算定からは差し引くという話はそのとおりで妥当だと思いますのでよろしいかと思っております。

それで右下39ページのところのこの減額率の設定については、設備利用率50%という目標があつてそれをしきい値として20%という、受け取れるまで減額措置があるという、このバランス感に関してはおおむねよいのではないかと思いますけれども、この容量交付

金のこの100%というところがどうなるかということに応じて、誘導措置としてちゃんと機能するかどうかというところはもちろん変わってくると思いますので、事務局の提案にあるように必要に応じて今後も見直し、検討するということで書いてくださっているのはこのとおりでよいと思います。基本的に事務局案に賛成ということなのですが、先ほど安藤委員からお話があったように、設備利用率のこの50%というところも必要に応じて様子を見て、また調整していくところかと思います。また、これも話がありましたけれども、この本当に階段状でいいのかと、そういったところも様子を見てということになるかとは思いますが、今後見直しをかけ得るところということで、同じように横並びで必要に応じて見直すというのは記載しておいてもよいのかなと思います。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

続きまして、曾我委員、お願いいたします。

○曾我委員

私からは1点だけコメントさせていただきたいと思います。激変緩和措置については、結局のところは初回オークションではあまり効果的な内容にならなかったことを踏まえた慎重な検討ということで諸々議論をしてきたと思います。今回色々な要素を考慮した上で22%という案をご提示いただいておりますけれども、果たしてこれで十分な激変緩和措置として機能するのかどうかという点は、やはりまだ十分に捕捉ができていないところではございます。

容量市場での回収の減額の成果手法については減額の階段を増やすか、入札価格との比較で入札価格を優先するなどの工夫をする余地はやはりあるかと思いますが、そのような観点で今回はこの22%という数値が果たして適切なものなのかという点はまだ腑に落ちていないところではございます。いずれにしても今回は事務局提案やってみた場合であっても、来年度以降もそれで良いのかという点はきちんと丁寧に検証すべきではないかと思っております。制度の安定性を考えますと、制度の基本的な内容というのは早い段階でぱしっと決める必要性はもちろんあるにはあるのですが、こういった大事な点については丁寧な検証というのは引き続き続ける必要があるということも感じております。

私からは以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、オブザーバーの皆さんもご意見をこれからお願いしたいと思います。書き込んでいただいている間に事務局のほうから1点ご質問のありました、又吉さんからですかね。ご質問ありましたね。森本さん、いかがですか。お答えできますか。

○森本資源エネルギー庁電力供給室長

ご質問ありがとうございます。基本的にはアンモニア等の混焼の配慮ということだった

かと理解をしましたがけれども、基本的に今回は石炭火力に着目をいたしまして、数字を出すという形で考えてございます。そういった意味では、特段アンモニアの観点から何か考慮するといったところは現時点では想定していないと考えてございます。

あともう1点、安藤委員からご指摘をいただいた点につきましても、何かしら報告書等でテイクノートする形でいただいた意見、何かしら触れさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは続きまして、エネットの竹廣さん、お願いいたします。

○竹廣オブザーバー

エネットの竹廣です。聞こえますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○竹廣オブザーバー

これまでの議論を取りまとめいただきましてありがとうございます。これは1点質問になりますが、小売の激変緩和について前回提示いただきました案のうち、減額規模の大きい案を採用すると電源退出を早めるという懸念に対して、前回、委員の方からその懸念に対する具体的な根拠をといたご意見がございましたが、今回は特に資料には示されていなかったためここにつきましては、事務局のご見解があれば伺いたいと思います。

今回の案は負担をします小売ひいては需要家としてもこの案に賛成できるものではないかもしれませんが、その上で23ページに、今後の見直しの可能性を排除しないと記載いただいています。初回オークションの高額約定結果と今回の見直しや内閣府での議論も含めて、今これだけ話題になりました容量市場の設計について、不断の見直しは必須のものと考えています。前回同様、複雑な制度であるがゆえ気付いていない課題に直面する可能性もあり得ると思っていますので、その意図で記載いただいています。ぜひ積極的なレビュー等必要な見直しを要望いたします。

また、同じ23ページの最後に、これは先ほど安藤委員がご指摘されたことですが、約定結果がNet CONEの半額以下の場合に減額を行わないという例示がございませけれども、Net CONEの半額であっても諸外国と比べて十分な水準であることを改めて認識する必要があると思っております。初回で高額約定になった中で、この下がった場合のみ見直しの方向性を記載しておくことはやや議論をミスリードする懸念もあると思っておりますので留意が必要であると考えています。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは続いていかがでしょうか。

それでは、出光興産の渡辺さん、よろしくお願いいたします。

○渡辺オブザーバー

渡辺でございます。聞いておりますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○渡辺オブザーバー

これまで大変数多くの議論を重ねてきた上でこのような形でまとめていただき、ありがとうございます。1点、先ほど竹廣様からもございましたが、いろいろな議論を重ねてきた結果、かなり複雑な制度設計になってきているというのも事実かと思えます。そういう複雑な制度の上でいろいろな前提条件を置いて、23ページにある激変緩和については22%と記載いただいておりますが、先ほどもあったとおりこういった数字も含めまして、今期もう一度入札をやって、その結果をきちっとまた改めて結果がどうだったかということも検証し、必要に応じた見直しということをやはりきちんとしていくべきじゃないかと考えますので、ぜひその点につきましても意見として取り入れていただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

続きまして、東京ガスの石坂さん、よろしくお願いいたします。

○石坂オブザーバー

東京ガスの石坂でございます。今回から参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

今いろいろ話題になっております激変緩和について2点コメントさせていただきたいと思えます。まずは前回までの議論を踏まえて再検討いただいてどうもありがとうございました。前回まで菅沢が参加させていただいておりました菅沢が発言いたしておりますけれども、そもそもの考えとしては減額の規模は元々27%だよねということであるとか、あと減額措置の比率①については10%以上というところが変わりはないですけれども、逆数入札を無くすという前提で全体の折り合いを付けて前に進めなきゃいけないということでこの趣旨としては理解をいたしました。

23スライド目の下から2ポツ目にありますけれども、予見されている減額規模の22%というのは本当に達成されたのかどうかというのは、②の入札前の実は減額措置によって入札行動であるとか結果としては変わってきて、減額規模が予定に比べて限定的な規模にならないかというのは常にウオッチすべきものだと思いますので、しっかり事後監修いただいて乖離（かいり）があれば見直しの検討をお願いしたいと思います。

2点目が24スライド目の2025年度より後ろの減額率についてですけれども、元々電源

の新陳代謝を早めるという、容量市場の大きな目的を踏まえたと、①の比率というのはある程度 7.5% しばらく固定するとか、それによって②を段階的に縮減するという案も一案ではないかと思っておりますので、今後検討をいただけたらと思っております。

私からは以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

続きまして、イーレックスの上手さん、お願いいたします。

○上手オブザーバー

上手です。聞こえますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○上手オブザーバー

ありがとうございます。前回の作業部会において弊社も激変緩和については 25% を主張してきたわけですが、今回は様々な議論、それから発電事業者などのバランスなども考えて、後は逆数入札も無くすことも踏まえてこういう結果になったということで受け止めております。

激変緩和については 22% 前提ということであればほかの委員の皆さまから、オブザーバーの皆さまからもありましたけれども、結果、判明後にぜひこの想定と実績の評価を速やかに行っていただいて、もし乖離が大きかった場合の扱いというのは、できればあらかじめもご検討いただければなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

続きまして、関西電力の小川さん、お願いいたします。

○小川オブザーバー

関西電力の小川でございます。聞こえてますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○小川オブザーバー

私からは発電事業者の立場で激変緩和について申し上げたいと思います。

本日、事務局より 22% という減額規模をご提案いただきましたが、発電事業者といたしましては、この 22% という規模の減額に加えまして今回の制度の見直しで、例えば期待容量を増やすあるいはオークション分割をするといったような見直しも併せてされますので、そうした影響も含めると約定価格がそういった影響を受けて下がる可能性もあることを踏まえたと、22% というのはかなり厳しい水準であると受け止めているところでございます。しかしながら、本日も委員の皆さまにおかれましては熱心にご議論いただきましたこ

と、これまでも議論を尽くしてきていただいていることを踏まえれば、今回提示いただきました事務局案の 22%という数字については受け入れさせていただきたいと考えております。

昨秋以降、この激変緩和を含めて多岐にわたる見直しをご議論いただきまいりました。事業者といたしましては、これらの見直しを踏まえた容量市場から発せられる価格シグナルですね、これを参照して今後電源の維持、休廃止、新設等を判断していくことになるかと考えております。新陳代謝を重視すべきといったご意見もいただきましたけれども、この自由化、市場メカニズムのもとで発電事業を運営していくということはこういうことかと考えております。

ただ、これまでも繰り返しこの場でも申し上げてきておりますが、足下では電力需要の伸び悩みあるいは卸電力市場価格の低迷というふうなこともございます。発電事業にとっては非常に厳しい事業環境であると認識しているところでございます。そうした中でそれぞれの電源につきまして、維持していくのか、休廃止するのかあるいは新設するのかということについて、やはりこの将来の稼働見通しあるいは設備改修に係る費用の大きさ、そしてこの市場ですね、容量市場を含めた市場から得られるシグナル、こういったものを踏まえて、その採算性も含めて総合的に様々勘案して発電事業の運営、これを判断してまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

続きまして、Jパワーの加藤さん、お願いいたします。

○加藤オブザーバー

Jパワーの加藤でございます。聞こえますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○加藤オブザーバー

今回から菅野に代わりましてどうぞよろしくお願いいたします。

私から2つございまして、情報開示についてと、設計効率についてでございます。情報開示につきましては、先ほど大橋委員がおっしゃったとおり、まさにそういうふうになっていくと思っております。今回の事務局資料における、追加オークションへの参加などを考慮するとメインオークションでの非落札がイコール休廃止に直結しないということで、懸念点については一定程度解消可能ではないかという説明についてはご理解をさせていただきます。ただ、何度も申し上げて恐縮ですが、発電所の立地地点は過疎が相当進む地域もございまして、雇用問題も含めた地域経済にとって発電所の存続は極めて大きな影響がございますので、必然的に自治体の方は発電所の存続については極めて大きな関心をお持ちでございます。そういう状況の中で4年前のメインオークションで非落札であることが情報開示されますと、発電所のIDが出てまいりますので、電発の発電所が入っていないの

はすぐに分かってしまいますので、やはり発電所存続について地域の皆さま、従業員を含めここを起点にして丁寧な説明をしていくことに今後はならざるを得ないと考えます。もとより地域とは緊密にコミュニケーションを図って発電所運営をしておりますが、これから一層慎重に対応していく必要が出てきていると認識をいたしました。大橋委員ご指摘のとおり、しっかり対応をしてみたいと思います。

それから2つ目、40 スライド目に設計効率について広域機関に証憑を提示すると記載をいただいております。これも皆さまご案内のとおり、熱効率は発電所の競争力そのものを示す大変機微な情報でございます。広域機関に提出をするにあたって、本情報の取り扱いにつきましては極めて慎重に取り扱っていただくべきだと考えてございます。こちらにつきましては、改めてよろしくお取り計らいいただきたいということをお伝えさせていただきます。

私からは以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、松村委員、お願いいたします。

○松村委員

何度も申し訳ありません。まず先ほど又吉委員からご指摘があった混焼の件ですが、この点は混焼のインセンティブを損なわないように考える必要があるかと思えます。まだ実際の支払いまでには時間があると思えますので、この点については、もし可能であればどこかの場で再検討できればと思いました。

それから委員の間で私には全く理解できない面妖な意見が複数の委員から出てきて、戸惑っています。まず経過措置に関しては、減額に関しては、改革によって価格が下がる方向に行くので、それも併せて考慮すべきだというのは、私には全く理解できません。理解できないというのは、経過措置というのはある意味でそれだけではないのだけれども、総括原価と地域独占と公益事業者特権に守られていた時代に作られた、要は掴み金になる可能性のある電源に対応するものであるのに対して、均衡価格が下がるというのは全ての電源、新設のものも含めて全てのものに係る影響なので、この2つをごっちゃにするのは一体どういうこと、というのがまず全く分からない。次に今回いろんな改革がされたわけですが、例えばバイオの混焼のことについてもそうだし、追加オークションのこともそうですけれども、これは4年前では対応できないようなある種の埋蔵電源のようなものがこんな大規模にあるとかということを、私は少なくとも最初に議論したときには予想していませんでした。それからバイオ混焼もこんな扱いになっているなんてちゃんと認識していなかった。それをちゃんと適切にまともな姿にするようにということで改革されたと思います。しかし、これは元々議論していたときに、経過措置で2年目のところは27%というのを議論で決めたときに、こういう問題が起こるということを元々予想して委員は議論していたのでしょうか。私は全く予想していなかったので、こんな問題が起こるということを考えないであの27%

というのが出てきたと思っていました。そのような予想していなかった事態をより効率的なものにするということをしたのは、いわば元々27 ということを議論したのに近い姿に戻すために適切な改革をしたと思っています。もし、それを足し合わせるべきだとか、それを考えればそんな不当な減額ではないだとかと言うということは、その委員はあの 27%の議論をした時点でこのような事態が起こることを予想していて、このような事態が起こるということをデフォルトとして、それで支払い額を抑えるための改革を新たにすると解釈しないと、あの発言は私には到底理解できないのですが、そんなことをあの時点で予想していた人たちがどうして今行われる改革をその時点で提案しなかったのか。あるいは問題点を指摘しなかったのか。とても面妖。

あの時点、今回行われた改革は本来あるべき姿に近づけたということであって、私はあの 27%の議論をしたというときに思い描いていた機能する市場というのに近づけただけだと思っています。それを足し合わせてそれで解釈すれば十分だなどというような議論は、元々の容量市場設計の議論の信ぴょう性に疑いを持たせるような、不誠実な委員によって作られた制度という疑いを抱かせるような、そういうひどい議論だった。この悪影響をととても懸念しています。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

続きまして、広域機関の都築さん、お願いいたします。

○都築オブザーバー

広域機関の都築です。音声は大丈夫でしょうか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○都築オブザーバー

先ほど電発の加藤さんからお話のあった件について、これはぜひ申し上げておきたいと思います。発電所情報に関して、その情報の守秘性みたいなところについてのお話がありました。

これは、我々はいろんなところで申し上げていると思うのですが、例えば、昨年のオークションのときには、各社からご出向いただいている方には、こうした情報には接することができないようにしております。昨年の方は役員室の一部を臨時で専用部屋にして、カメラを設置して、人間、それから操作の履歴を全部追えるようにして対応してきたということを申し上げてきております。そういった形で、こういう情報の取り扱いについては、かなり細心の注意を払って対応してきているところがございます。今年のオークションでは、実施時期によってはやり方が変わるかもしれませんが、臨時ではなく、別に専用の部屋を別途設けて、それで対応するというのも考えております。その点についてご理解をいただければと思っております。

それからもうちょっと苦言的に申し上げると、むしろ、昨年のときに起きた例なんですけれども、オークションから我々が結果を発表するまでの間に、複数社において、弊機関への出向者に対して様子の探りを入れるようなことが、そういうお問い合わせがあったということもございました。もちろん、問われた当事者は情報に接することはないためお答えすることはない、さらにいえば、できないのですが、我々が気をつけている以前に、事業者の方々がそういう探りを入れるようなことがあるからこうしたご発言にもつながっているのではないかと感じます。そういうことはやめていただきたいと思っております。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

続きまして、中部電力の花井さん、お願いいたします。

○花井オブザーバー

中部電力の花井でございます。聞こえてますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○花井オブザーバー

ありがとうございます。私からは、小売事業環境の激変緩和について意見させていただきます。

今回、供給力の分割調達の仕組みに加え、電源の経過年数に応じた減額と入札価格に応じた減額を合わせて 22%の減額となる激変緩和措置の導入案をご提示いただきました。足下の需要が伸び悩む中で稼働率が低く他市場収入が見込みにくい電源および高経年化して設備改修や追加投資が必要な電源、こうした電源には厳しい状況だと考えますが、容量市場の導入当初においては、これまで中長期的な供給力を確保してこなかった小売電気事業者の事業環境に配慮しつつ、電源の新陳代謝を促すという容量市場の大きな目的を果たすため、容量市場を前に進めるため、今回の案は事務局が最大限調整された結果であると受け止めております。既に、新年度に入っており、次回オークションに向け具体的なルールを固める時期であることも踏まえ、事務局案で進めていただければと考えます。また、前々回の本作業部会で発言させていただきましたが、今回の激変緩和措置で、約定価格が非常に安かった場合であっても減額が生じますので、約定結果を見てということになりますが、小売事業環境の激変緩和という趣旨にはこうした懸念もあるかと思えます。その対策におきましては 23 ページに記載されていますが、約定価格が一定額以下になる場合には減額が生じない仕組みやあるいは約定価格に応じて減額率を設定するような仕組みもあり得ると思えますので、次回のオークション結果を踏まえ引き続き激変緩和に関する仕組みを検討していただきたいと考えております。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、事務局のほうから何かコメントがありましたらお願いしたいと思います。

○森本資源エネルギー庁電力供給室長

本日もコメントありがとうございます。全体をこれまで半年ご議論をいただいてきて、どういった方向性で最後まとめていこうかなといったところは非常に難しい、また重たいテーマに対しまして、すみません、私自身も力至らない中でいろいろ調整をさせてきていただいたところでございます。本日も激変緩和、経過措置のところたくさんご意見をいただいたところでございます。本日の意見の中でもございましたけれども、なかなかどれが正解なのかといったところを決め切るのが非常に難しいテーマだと理解をしております。

私のほうから例えば控除率といったところで8から27%のという幅をお示しをさせていただきました。こちらもあくまでも逆数入札というものを無くす前提を付けた上でどう考えますかと、こういうふうな形でご議論をいただいてきたと理解をしております。そういった意味でどこに持っていくこともある意味正解だというふうにも考えられますし、逆に言うと、どれか一つに最後は決めていかないと制度は動かせない、何か決めないといけない、こういうふうなことだと理解をしております。そういった形で前回は22%という数字をお示しさせていただいて、さらにそれをもう少しというようにお声もいただききたところでございます。そういった意味ではなかなかその具体的な効果といったところはきれいにご説明するのは非常に難しいわけでございます。だからこそうやって時間をかけさせていただき皆さんの意見、それから皆さんの相場観、こういったものを探るべくこれまでご議論をさせていただいたというところでございます。そういった意味で本日もご参加いただいております委員の皆さま方の相場観というものを大事にしてまとめていきたい、このようにこれまでも考えてきたし今回も考えていたと、そういった内容でございます。そういった意味で皆さんが完全に一致するといったところは、当然、皆さん委員それぞれ個人でいろんな立場、いろんな経験を積まれているわけでございます。そういった中で出てくる答えということなので全て一致すると、これはなかなか難しいもんだなと思っております。一方で最後にコメントがございましたけれども、前に進んでいくといったところ、こういったところも大事なんだなと一方では感じてございまして、政策当局としては何か決めていかないといけないと考えてございます。

そういった意味で今回ページ23ページのところにわざわざお書きという形で、今回、また次回やった上でしっかり見直しをしていくといったところ、こちら重い内容と受け止めてございまして、次回はすみません、何月になるか、ちょっとまだ確定はしてございませんけれども、次回のオークション、そういった結果をしっかりと検証をし、必要に応じしっかり見直しをしていくといったところをしっかりと明記をした上で前に進んでいきたいと考えている次第でございます。

私からは以上でございます。1点だけアンモニアの観点につきましては、元々本日お示し

をさせていただきました 41 ページのところ、資源エネルギー庁と相談をしていくといったところのスキームも残させていただいてございます。そういった中で何かできないかといったところは、ちょっと事業者さんも含めてご相談をさせていただきたいと考えてございます。

私から以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

本日もこの容量市場につきましては、いろいろご意見をいただきましてありがとうございました。この容量市場につきましては、先ほどからもご意見ありましたけれども、9月のオークション結果の公表以来半年がたちまして、この次のオークションに向けた見直しの検討、検証作業とともに見直しの検討を行ってきたところでございます。難しい論点もいくつかございましたが、おおむね大きな方向性は見えてきたかと思っております。次回のオークションの開催を考えますと、そろそろ取りまとめを行う必要はあるものと考えておまして、そういう意味で事務局におかれましては、これまでの議論を踏まえた取りまとめ報告書について次回までに作業を進めていただき、次回ご提示をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

そういうことで次回、取りまとめ報告書をご議論いただければと思ひておひます。ありがとうございました。

(2) 非化石価値取引市場について

○横山座長

それでは、続きまして、議題の2番の非化石価値取引市場について、資料4につきまして事務局よりご説明をお願ひしたいと思ひます。お願ひいたします。

○小川資源エネルギー庁電力基盤課長

電力基盤課長の小川です。お手元資料4に沿ひまして、化石価値取引市場についてご説明いたします。

○横山座長

事務局、聞こえてますでしょうか。

○小川資源エネルギー庁電力基盤課長

大変失礼いたしました電力基盤課長の小川です。

○横山座長

よろしくお願ひします。

○小川資源エネルギー庁電力基盤課長

それでは、お手元資料4、非化石価値取引市場についてという資料に沿ひてご説明したいと思ひます。まずはじめ2ページ目ですけれども、前回3月26日になりますけれども、こ

の非化石価値取引市場の見直しの新しい方向性というのをご提示いたしました。今までと違う形で2つの市場に分けていくといった方向性についてご議論いただいております。ご議論の中でまだ詳細はこれからであるにしてもいろいろ考慮すべきことはたくさんあるよねというご指摘をいただいております。全くそのとおりだと考えております。本日はそういった点についての大きな考え方を整理しつつ、具体の検討課題についてもいくつかご議論いただければと考えております。

スライド5ページは前回お示ししました方向性について改めてご説明したいと思います。2つ市場がありますけれども、新規と書いておりますのは上のほうの再エネの価値の取引する市場というものであります。下のほうが現行の高度化法義務を達成する市場ということで、この下の市場において今ニーズが高まっている需要家の参加というのを直接に認めていくのか、それとも上に新しいのを作るのかというのが検討の出発点であります。いろいろ検討した結果、現行の下の市場に需要家を入れるということは、それ自体、可能は可能なんですけれども、今の高度化法の義務、小売りの事業所に課せられている高度化法の義務との関係の整理など一定の時間が必要と考えた次第です。

そういった意味でまず需要家の求める再エネの価値にアンカーにアクセスできるようにということだと思いますと、一つ別の形をまずは第一段階として作っていったらどうかということの上の新設というものをご提案したところであります。この場合、これも第一段階ということで取引対象をFIT証書に限るとというのが一つ特徴でありまして、この場合には売り手は1者というところ、改定に需要家が参加して当然、小売りも引き続き変えるわけですが、そこでオークションが行われるというのがイメージであります。

一方でこのスライド5ページの一番下に注で書いてありますけれども、需要家のニーズとしましては、FITの再エネ価値へのアクセスというのも高まりつつあるというところでもありますので、これについては今後の検討ということで、時間軸に合わせてステージを分けて検討していったらどうかと考えた次第です。

7ページは前回のご意見というところで挙げております非化石価投資の促進につなげていくといった話、それから価格の話、そして公平性の議論、こういった点を踏まえて、まずはいくつか考慮する点を整理しています。

スライド10をご覧ください。4つ大きくいいますと、カーボンプライシングとの関係、全体的な2050年カーボンニュートラルを目指す中での大きな方向性と今回の見直しとの整合性といった点。それから2つ目、既存制度をまずもって高度化法に基づく現行制度に対する影響。それからほかの制度との関係性。3つ目、公平性といったときに、市場参加者、小売事業者、さらに需要家間の公平性。そして4つ目、FITの非化石証書の扱いといった点を記しております。

まず最初に11スライド、カーボンプライシングとの関係という点になります。既に議論が始まっておりますカーボンプライシングにつきましては、多様な手法が存在すると整理されております。そうした中で炭素税あるいは排出量取引と並んで証書、クレジット制度な

どもカーボンプライシングの一種と位置付けられております。

そういった流れの中で今回ご提示した新しい市場というのを見てみますと、まず再エネの価値取引市場というのは、自主的な取り組み手法という点。もう一つの従来からあります高度化法との関係での市場というのは、これは規制的手法に基づくものと考えられると思います。他方、こうした証書、クレジット制度、取引の対象はゼロミッション価値といったところでは、いわゆるカーボンプライシングとは多少違う点も有しているという点が最後に記しているところであります。特にこちらにつきましては、今、電力分野の世界でご議論いただいている非化石の市場ということでありますので、そういった点で多少いわゆるカーボンに価格付けをしていくという仕組みとは差があるという点に留意する必要があるかと考えております。

それからスライド 13、既存の他の制度との関係といったところにつきましては、次の 14 スライドに他の制度の例を挙げております。一番左は非化石証書ですけれども、真ん中グリーン電力証書、さらに右に J クレジットという制度があります。発行主体が異なるあるいは対象の電源が異なるといった仕組みの違いのほか、需要家を買えるかどうかといった点にも差はあります。現行の制度というところで見ますと、価格取引量を下のほうに記しております。取引量につきましては、非化石証書が圧倒的に多くなっておりまして、これは系統の電気を対象にしているというところからこの取引量は非常に多くなるという性質にあります。

一方で価格についてご覧いただきますと、おおむね 1 円からグリーン電力証書ですともう少し高い水準というところでありまして、そういった意味で他の制度への影響というのも見直しに際しては考えていく必要があると思っております。

スライド 13 に戻りまして、前回も委員の方々からご意見をいただいております小売りの事業者間の公平性といった点。特に現行の高度化法に基づく義務、中間目標の評価につきましては、2020 から 22 年度の 3 年間を通算するという中で、既に初年度へ今ちょうど中間の 2 年度目に入っているところであります。そうした意味で現行制度に基づき取引が進められている中で制度見直しになりますので、現行制度への影響、特に事業、小売りの事業者に対する影響というのはしっかり踏まえた上での検討が必要と考えております。

さらに今度は需要家間の公平性、今回は需要家に直接この証書へのアクセスを認めいくといった場合に、どのような範囲で需要家の範囲を画するかといったときに、直接アクセスできる事業者とアクセスできない事業者の関係性というのはしっかり踏まえる必要があると考えております。他方、この点につきましては、需要家がアクセスできなくなるというものではなくて、アクセスの直接か間接かという点の違いということも踏まえておく必要があると思っております。

もう 1 点、15 スライドになりますけれども、F I T の非化石証書の取り扱いになります。冒頭で新設の市場についてご説明したときに、まずは非 F I T 証書を対象にするという方向性をご説明しましたけれども、この非 F I T の証書というものについても需要家のニー

ズの高まりというのを踏まえて考えていく必要がある。ひいてはこの非F I Tの扱いのところが特に非化石電源への投資促進といった観点からは重要になってくると考えております。

以下2つの市場それぞれについて、主な検討課題と方向性についてご説明できればと思います。まずは17スライド、再エネの価値取引市場における主な検討課題になります。新しい市場ということではありますけれども、まずもって取引の証書の性質、それから市場の仕組みとしての価格水準あるいは需要家の要件といった点をまず本日はご議論いただければと思います。その他、具体的な取引の実施方法やまた証書のそもそもの性質の整理というのも実務的には重要な点でありまして、これらについても検討を進めながら、またこの場でご議論いただければと思います。本日はこのうちまず1つ目、証書の性質ということで18スライドにお示ししております。

前回のこの場におきまして、特に海外の制度についてご紹介いたしました。これら海外の制度におきましては、基本的に再エネの価値、再エネに関する電源の情報あるいは産地の情報なども示す電源証明という形になっております。一方で現在の非化石証書というものは、非化石であるということのみを示すものでありまして、その価値、例えば電源種あるいは属性、産地などということを示すことを目的にはしておりません。もちろんトラッキングをしていくことでこういった情報が出てくるわけではありますが、これまで非化石という点だけを示す証書だったものと今回新しく再エネの価値を示していく場合に、欧米のような電源証明のような位置付け、性質を求めていくか。あるいは単純に再エネの価値の訴求に重きを置いていくかといった点を考えていく必要があると思います。特に世界的な流れからいいますと、単純に再エネというだけでなくその内訳に対するニーズも高まる中で、取引の性格にもよってくると考えているところです。具体的には例えば取引対象、今でありますと、非化石証書という形で一つにまとめて取引されるわけですが、海外の例でも例えば電源の種類、風力だったら風力、太陽光ということで違う性格のものとして取引がされる。あるいは地域によって日本でいえば、北海道のものと関東のものとの差が出てくるといったこともありますので、こういった点どういう方向を求めていくかというのはまずもって考えておくべき点と思うところです。

続きまして、論点の2つ目、需要家の要件になります。今回新たな市場において需要家のアクセスを認めていくに対して、どのような形でこの需要家の範囲を考えるかという点になります。この点につきましては26スライド、まさに本日もご議論いただければと思いますけれども、そのニーズ、アクセスを求める需要家との関係では、あまり限定的でない方が望ましいと考えられるところでもあります。

他方、その場合の需要家といった場合に、個々の消費者、ご家庭も需要家としては含まれ得るところでありますし、需要家、大口、小口いろいろある中で取引を通じてなされておりますので、そういった意味での取引管理コストの点。

それから需要家と小売事業者との関係でいいますと、小売事業者と需要家と競合するこ

とになるという観点からは、既存の小売事業者が現行制度をもとに様々なメニューを需要家に提供してきている中で、こういった範囲の需要家にこの新たな市場参加を認めていくかというのは大きな論点かなと考えております。

続きまして、論点の3つ目、28 スライドをご覧くださいと思います。新たな市場における最低価格の在り方になります。現行制度のもとでは、この新たな市場で取引されるこのF I Tの非化石証書については最低価格 1.3 円というのを定めております。これは様々な要素を考慮し、また当時の賦課金の水準、キロワットアワー当たり 2.6 円というのも考慮して定められた水準でありまして、取引が当時始まるに際して一定の役割を果たしてきた、価格の目安としての役割を果たしてきたと考えられるところでありまして。

今後ということではいいまして、需要家のニーズの高まりを踏まえてこの新たな市場を作っていくという意味では、本来的には需給で定められていく、まさに市場によって定められていくものと考えられます。他方、制度の当初において、この需給の水準というのがどのようになっていくかといった点がありますのと、この最低価格というのがそもそも要るのかどうかといった点から前回もご意見をいただいているところではありますけれども、今回の目指すところである需要家のアクセス向上といった観点からは、現行の 1.3 円という水準については大きな見直しというのは必要かなと考えているところではあります。

他方、既に冒頭お示ししましたような他の制度への影響でありますとか、既に始まっている取引との関係、あるいは再エネの投資インセンティブとの関係、様々な考慮する点があるということから、そういった観点を踏まえてご議論いただければと考えております。

以上が新たな市場の関係になります。

続きまして、現行の市場についての主な検討事項ということで 33 スライドをご覧くださいと思います。今の市場においては、F I Tについては最低価格が定められておりますけれども、非F I Tについては定められていないという中で、最低価格の水準というのをどのように考えていくか。あるいは現行の中間目標、既に新しい年度に入っておりますけれども、そういった中間目標の水準についてご議論いただく必要があると考えております。そのほかにもこれまでも検討が必要だった様々な検討事項、本日はありませんけれども、今後またご議論いただければと思います。

本日はまずもってこの最低価格の在りということで 34 スライドになります。現行の非F I T、非化石証書、最低価格は特に定められておりませんが、取引水準は 1.1 から 1.2 円程度ということで、F I Tの最低価格水準にかなり近いところでの取引が行われているところでもあります。こういった中でF I T分が、最低価格のあるF I Tがここの取引の対象から抜けていた場合に、この市場における価格形成にどのような影響を与えるかという点が論点になります。

その場合に、上から3つ目になりますけれども、現行制度においてこの取引水準、今まさに始まったばかりの取引水準に大きな変動を与えることは望ましくないと考えているところでありまして、これは小売り、発電双方の観点でありますけれども、発電側から見ると、

収入の予見性、それから小売り側から見ても既に購入しているものとの比較といった点も考える必要があるということで、次の 35 スライドにありますけれども、新しく時限的にありますけれども、最低価格を導入していつはどうかと考えております。仮に導入する場合に具体的な水準というのは今後の議論でありますけれども、水準を決めていくに当たっての考え方についてもご議論いただければなと思っております。

続きまして、37 スライド、高度化法に基づく中間目標値になります。現行の目標値は既に今年度分につきましても昨年末にご議論いただいて決定しているところではありますけれども、今回、今年度 21 年度後半から F I T 分に関して新しい市場で取引する予定としております。そうなりますと、今年度の目標を決めたときと大きく状況が変わりますので、今年度の目標値についても見直しが必要になってきます。具体的にどのような形で見直すかという点については、また今後次回以降にお示しする予定でありますけれども、考え方としては、現行の目標の決めている仕組みからこの F I T 想定分、今回新たな市場のほうに移行するその F I T 想定分を控除するというを前提に次回以降検討いただければと考えております。

最後、39 スライドをご覧くださいと思います。前日も各委員から検討を急ぎ過ぎでは、もう少し慎重にすべきでないかといったご意見も複数いただいているところであります。2つの市場がある中で特に下半分、現行の制度につきましても、3 カ月ごとにオークションを実施しておりまして、ここについては変わらず同じように進めていきたいと考えておりますので、新しい年度についての取引が今年の 8 月に予定されております。そこに間に合うように最低限の仕組み、最低価格の議論あるいは中間目標といったものはしっかり議論して間に合わせたいというのが 1 つ目であります。

一方で新しい市場、上のほうになりますと、ここは具体的な取引の開始の時期も含めて今後の検討ではありますけれども、2021 年度の後半に始められればと考えておりまして、これにつきましても、今年の半ばにかけて今後新しい市場での仕組みについて集中的にご議論いただければと、そんなふうを考えているところであります。

事務局からのご説明は以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。それでは、ただいまのご説明の内容につきまして、先ほど同様に発言を希望される方はチャットのコメント欄に名前と発言希望の旨をご記入いただくようお願いしたいと思います。

それでは、まず委員の皆さんのほうから何かご意見がありましたらお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。いかがでしょうか、委員の皆さん。

まだ書き込みがないようですが、それでは、オブザーバーの皆さんももしご意見がありましたらよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、イーレックスの上手さん、お願ひいたします。

○上手オブザーバー

上手です。聞こえてますか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○上手オブザーバー

すみません。一番最初の発言で大変恐縮です。資料の作成ありがとうございました。様々な論点がありますが、これからも議論していきたいと思います。私からは今日は3つございます。まず最初に、論点1の再エネ価値取引市場における証書の性質の件なんですけれども、需要家の選択肢の充実を考えたほうがよいと思っています一方で、地域などの詳細などを入れますと把握が複雑に多岐にわたってしまいますということを考えると、少なくとも電源種別については電源証明の性質を有するものとして整備してもよいのではないかなと思っています。その上でさらに特定の電源にひもづける場合の特定主供給というのがございまして、こちらとの関係を整理できればよいと考えました。

次に論点2の大口需要家の要件ですけれども、考え方の方向性としてはよいと思います。さらに裾野を広げる方策として、要件を満たさない需要家に対して共同購入ですとか、代理購入、こういった道も残していただくとよいのではないかなと思っています。

それから最後に高度化法義務達成市場ですけれども、例えば当社の場合には非FITの再エネ新設電源の開発に取り組んでいるんですけれども、やはり投資判断をする上ではここからの収入見通し、それからこれがどのように変わっていくかという変動リスクが非常に重要なファクターの一つになるかと考えています。既に34ページではお示しいただいていますが、やはり新設当時に当たっての一定の予見性のある価格メカニズムというのを検討していただきたいということに加えまして、非FITの対象電源の中で新設電源の新陳代謝を進められる制度の検討というものが必要ではないかと考えております。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

次ですが、大橋先生が早めに退室されるということで、大橋委員、安藤委員、そして出光興産の渡辺さんというふうに順番でいきたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、大橋先生、よろしくをお願いします。

○大橋委員

すみません。お気遣いいただきありがとうございます。まず今回、ちょっと、私は前回出ていなかったのもので誤解があるかもしれませんが、大きく制度を整理していただいたと思っており、ある意味、きれいに仕分けていただいたなというふうな印象を持っています。ここでの事務局の検討に感謝申し上げます。重要な視点は既にいただいておりますけれども、高度化法への配慮とあと既存の制度、これはJクレジットとグリーン証書などですけれども、その影響をしっかりと見定めて取り組むべきという点も私はそのとおりでなと思っています。

再エネ市場に関してですけれども、18ページ目にそもそもトラッキングをやっているわ

けですけれども、このトラッキングについて論点をいただいています、ひもづけして取引するようなものとするかどうかということなのですが、ここに書かれているように、需要家における再エネの価値のアクセス環境改善に活用するものではありませんけれども、他方でやはり需要家のニーズに合ったものを商品として提供することで、究極的には賦課金の負担の低減につながっていくというところがおそらくあると思うので、ここは市場の運営者がこうした商品を作るシステムのコストとの見合い等もあると思いますけれども、こうした電源種別あるいは産地別の商品というものも作るというのは必ずしも排除するものではないのかなと思っています。

最低価格についても現状売れ残りがあることを考えてみると、廃止をするような方向で考えるというのも一つあると思いますが、やはり既存の制度の影響が大きい可能性があるかなと思っています、ここなど一気に外していくのか、ちょっと需要家のサウンディングも参考にしながら、若干最低価格を残しつつ緩めていくのか、ここは判断の余地があるのかなと思っています。

また、需要家の要件ですけれども、ここにある高度化法の小売りの適用に合わせて5キロワット以上とするかどうかというのも、一つ論点かなと思っています、これをはめるということはすなわち仲介事業者の参入を進めていくということとも意図しているのかなと思います。個別の需要家がたくさん入ってくると、これまたシステム上非常に手間がかかるということもあるかもしれませんが、ちょっとその辺り大きな影響の方向性というものは、十分事前にアセスしていかなきやいけないかなと思っています。

高度化法における最低価格については、私は事務局案でいいのかなと思っています。取り急ぎ以上であります。ご配慮ありがとうございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、安藤委員、お願いいたします。

○安藤委員

安藤です。よろしく申し上げます。私からは3点ございます。

まず13ページ目のところで、公平性が達成できているという書きぶりがありますが、やはりこれは皆が同じ条件で市場にアクセスできず、小売り経由でしか手に入れられないという意味で公平性は達成できていないのではないかと思います。この点について書きぶりというか表現として不適切ではないかなと感じております。需要家間の公平性は一部確保されていないが、それは費用面などを考慮すると避けられないことであるならそのように書くほうが正当かと思っています。

また、26ページのところで、大口需要家の要件については適切な要件を定めるとありますが、今ここに書いてある要件を現状では満たさないけれども、この市場に参加したいと考える需要家からの意見も十分に聞くべきであり、丁寧に検討すべきだと思っています。参加したい需要家のうち参加できない者が出てくるとしたら、どういう理由でこの市場から排除

するのかについての明確な基準が必要だと考えるからです。

37 ページ目の高度化法の中間目標についてのところで、やはり懸念を持っているのが、今回のように市場を2つに分けるといふことの方角性はそのまま進むのかもしれませんが、消費者に非化石価値を訴えるとなったときに、また高度化法の目標を達成するといふような目的から、新電力は2つの市場で証書を買うといふことが必要になると思われまふ。そして高度化法達成のために得たものについては需要家に転嫁できない可能性があれば、新電力の人たちからはこの仕組に反対意見が出る可能性が十分に高いと思つています。

また、旧一電の立場からも、高度化法の達成市場のほうでお金得られることから仮に高度化法での目標について再度見直しをすべきだといふ議論に今後つながるとしたら、やはり市場に市場の設計について反対が出てくる可能性があるようにも考えまふ。このとき誰も応援しないような市場分割になつてしまわないのかといふ懸念を持っています。もちろん直接、購入したい大口需要家、事業者は賛成すると思つてまふが、全体をパッケージとして見たときに納得感のあるものを丁寧に作つていく必要があると思つてまふ。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございます。

それでは、続きまして、出光興産の渡辺さん、お願いいたします。

○渡辺オブザーバー

渡辺でございますが、聞こえますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○渡辺オブザーバー

この2つの市場の整備における検討課題を大変分かりやすく、かつ、具体的にまとめていただいで、今後議論しやすい形にさせていただいたこと、事務局に大変厚く御礼を申し上げたいと思つてまふ。今日の議論の対象とされてまふ 17 ページと 33 ページのそれぞれについて3点、意見と一部ちょっと質問をさせていただければと考えております。

まず取引証書の性質についてでございますが、この市場創設の目的が需要家の証書の使いやすさの改善といふことにあるとすると、証書の性質も需要家のニーズに合う形にしていく必要があるのではないかと考えております。資料にも記載があります電源種、産地、これを指定するといふニーズは多分今後もますます高まってくると考えまふので、逆にそれらが選択できるようにしておかないと需要家のニーズに対して中途半端な市場になつてまふのではないかと考えております。

また6ページにございます今回の整理で、再エネ価値取引市場の証書と高度化法義務達成市場の証書の違いが、後者のほうには前者に加えて高度化法における非化石電源比率への算入ができる価値といふものが乗つたものだと明確になつてまふ以上、高度化法の義務達成市場の主要検討事項に入つてまふませんが、やはりこの証書についても同様に性質を

選択できるというふうにしておくべきではないかと考えました。

2点目が需要家の要件でございます。ここにつきましても、やはり今回の市場創設の目的を鑑みますと、需要家のニーズにきちんと合わせていくということが求められていくのではないかと思います。記載にもございますが、カーボンニュートラルの実現に向けて需要家としても自社単体だけではなくて、ライフサイクルあるいはサプライチェーン全体での対応が求められているということでございますので、当然その企業グループですとか取引先も含めて対象にするべきだというようなことも求められていくのではないかと考えます。そうなりますと、結果的にこの再エネ価値取引市場から証書を直接あるいは間接的に手当できる事業者の数がどんどん増えていくということになると思いますので、そうなればなるほど需要家間の公平性というのはより大きな問題になってくると思います。例えば市場に直接参加ができる需要家との取引の有無が2つの市場のうち安いものから手当できるというようなことにつながるということかなと思います。

また、この電源種ですとか産地指定、こういった再エネ電力の調達と供給というのは、これまで小売事業者が知恵を絞ったり、細やかな対応で提供してきたところでもございますので、先ほど申し上げましたような形になってきますと、この取引市場の創設によって小売事業者が担ってきた役割、これを市場が代替してくというようなことにも可能性があると考えますので、こちらにつきましても記載がございますが、小売事業者の取り組みへの影響ということもよく考えていく必要があるのではないかと思います。

3点目が価格水準でございます。最低価格を設定するということには賛成します。一方この証書の性質のパートで意見させていただいたとおり、取引に当たっては需要家がニーズに合わせていろんな電源種、産地等の選択ができるようにするべきだと考えておりますが、そうなりますと、電源種や産地によって売上げの違いが出てくる、すなわち証書の価格が電源種、産地で変わってくるという可能性が高いと思います。

これは1点目の質問でございますが、そういう前提で、今後どういう形で価格水準を設定していくのかということを検討していくという理解でよろしいでしょうか。

また、価格水準の議論に当たりましては、高度化法義務達成市場の最低価格とも影響してきますので、同時にコメントさせていただきますと、この高度化法義務達成市場の価格についても最低価格の設定というのは一つのいいアイデアだと思っておりますが、その際、6ページにある今回の整理で、再エネ価値取引市場と高度化法義務達成市場の証書の違いというのが、高度化法における非化石電源比率に算入できる価値ということになれば、2つ目の質問ですが、この2つの市場で取引される証書の価格差というのは、まさに高度化法に対応できる価値になるという理解でよろしいでしょうか。

最後になりますが、前回も申し上げましたが、やはりカーボンニュートラルの実現あるいは2030年度に向けてCO₂排出量削減目標の積み上げ、また、高度化法の実現などにはやはり非FIT再エネ電源の導入拡大というのも一つの重要な取り組みだったと考えておりますので、この非FIT再エネ電源の証書が取引されます高度化法義務達成市場、ここにつ

きましても、ぜひ、非F I T再エネ電源の導入促進に資するような制度、例えば投資回収の予見性を高めるような機能を持たせてはどうかと考えております。そういう観点からもこの義務達成市場で取引される証書の性質には、例えばですが、アディショナル리티の有無みたいなものも加えて、そういったものが選択できるようにすることでその価値を市場が価格として評価するというようなことも検討してはどうかと思っています。

すみません。長くなりましたけれども、以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

続きまして、小宮山委員、松村委員、そして竹廣さんといきたいと思しますのでよろしくお願いいたします。それでは、小宮山委員、よろしくお願いいたします。

○小宮山委員

ご説明ありがとうございました。2点申し上げさせていただきたいと思えます。

まずスライド26の需要家の市場参加要件に関しましてご提案に賛同させていただきたいと思えます。やはりちょっと全ての需要家に参加要件を認めますと、管理上のコストという問題の懸念が高まるかと存じますので、まずは一定の措置は必要のように思えます。それで現在、再生可能エネルギーへのニーズが今後とも高まるかと思えますので、まずなるべく広く参加要件を認めるのがよろしいのではないかと思います。26スライドにも記載のとおり、定性的要件、定量的要件を挙げていただいておりますけれども、これらの要件で設定する、もしくは定性的要件と定量的要件を双方含めた形でハイブリッドの要件を定めて、広く参加要件を認めることもあり得るのではないかと思った次第でございます。また、参加要件も再エネの今後のニーズ、また管理システムの性能等も踏まえまして、柔軟に随時見直す方向でご検討いただければよろしいのではないかと思います。

最後にもう1点、高度化法義務達成市場の最低価格、スライド34、35に記載のご提案に賛同させていただきたいと思えます。ただし、最低価格の水準の設定が非常に難しい点かと思えます。ご記載のとおり既に事業計画を立てている事業者への影響、またならびに非F I T非化石電源の負担と投資のバランスも踏まえて慎重にご検討いただく必要があると認識してございます。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

続きまして、松村委員、お願いいたします。

○松村委員

松村です。聞こえますか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○松村委員

まずスライド 11 について申し上げます。本委員会のマターではないということは十分承知の上で、このような整理は十分あり得ると思いますが、本当にこの発想で制度全体を作っていくのが国益に資するののかという点については疑問に思っています。本来であればカーボンプライシング、炭素税で二酸化炭素排出の抑制の価値については全て巻き取って、その上でそれだけでは対応できないものを別の制度で考えるという、すっきりした制度を考えるほうが、効率的なだけでなく、国際的にもアピーリングだし不透明な制度だと思われなと思います。また、事業者のほうも、既得権益を持つ一部の事業者を除けば、いろんな負担が積み重なって、国際的に高く評価されないのにもかかわらず負担だけ大きいということにならない方がよいのではないかと。全体の制度を設計するときにはそういう発想が取られてほしい。

次、小宮山委員もご指摘になった参加要件に関してなんですが、私も小宮山委員のご意見を支持します。

参加要件は、この件に限らずあらゆる文脈で、やたらと制限しないようにしていただきたい。それで参加要件はそもそも制約しなければならないという議論が出てくるときには、一つはニーズということがいわれるわけですが、それは余計なお世話。仮にニーズがないなどということ私たちが勝手に決め付けるとしても、実際にはニーズはあるかもしれないし、本当にニーズがないならその人は参加しないだけのこと。参加要件として絞るとするのは筋のいいやり方だとは思いません。もし、システム対応だとかのコストで、やたら多くの人が入ってくるとコストがすごくかさんで対応ができなくなるということであれば、それはむしろ手数料の体系をそれに合わせて考えるという対処の仕方もあるので、できるだけ参加要件は緩やかにしていただきたい。ハイブリッドでやるということがあったとすれば、それは「&」ではなくて「or」というような恰好で、できるだけ広く参加が許される、門前払いされないような制度設計にすべきと思っております。

次に今回の制度設計に関して前回もそう言ったのですが、基本的に事務局の提案という発想を支持します。このような恰好で制度設計が進めばよいと思います。その上で問題になっているというか論点になっている最低価格ですが、まずFITのほうですけれども、これは前回も申し上げましたが、最低価格を廃止するというのももちろん一つの選択肢。残すとしても大幅に下げるべきだと思います。これが高い価格で残って大量に売れ残るということになったとすれば、そもそも何のためにこの改革をしたのか分からない。前回も言いましたが、もしそんな高い価格、例えば今の最低価格の半分程度とかというような高い最低価格にするとすれば、私はむしろ前々回に私が提案した制度のほうがはるかに優れていると思います。しかし、こちらの提案された制度は、それよりもかなり思い切って最適価格を下げることをおそらく意図していると思いますので、こちらの制度は非常に優れた制度だと支持しますが、これは最低価格が低いとすればということです。

もう一度繰り返しますが、最低価格を非常に高くした結果として大量に売れ残る状況を作る、貴重な資源を無駄にする。消費者が本来使うことが本来できたはずの資源を無駄にする

るといことが国益に資するののかということはず十分考えていただきたい。これをやたらと下げ過ぎると今度はこれと競合するいろんなクレジットだとかというところで既得権を持っている人たちからの反対があるのは十分承知はします。だから難しいということも十分分かりますが、それを配慮した結果として大量の売れ残りを作り、本来なら利用可能だった資源を使えないで国際競争力を失うなんていうようなことというのがあっていいのかということ。それは著しく国益に反するということも十分考えていただきたい。

次にFITじゃないほうの最低価格に関してなんですが、こちらのほうがさらに最低価格を設けるとい理屈は、本来ないと私は思っています。これについては、本来、最低価格などというのがないのが自然な姿だと思うのですが、一方で第一フェーズが既に始まっており、現行の価格水準で早めに調達した人がその後、価格が暴落して非常に不利になってしまった。先行的に調達すること自体は決して悪いことではないというか、むしろ望ましいことであるのにもかかわらず、そのような人に著しい打撃を与えることは避けるべきだという判断から、時限的に最低価格を導入するという今回の発想はあり得る発想だと思います。その際に現行 1.1 円から 1.2 円で取引されている。だからこの低いほうを取って 1.1 円とかというように絶対にしないようにお願いします。これはあくまで最低価格で、それよりも高くなるということもあり得るというもとの価格水準で、今取引されている価格というのを最低価格に付けてしまったら、それはもう規制価格にしているのと同様です。それと、取引市場とは名ばかりになってしまうので、この水準よりは一定程度低い最低価格、仮に時限的だったとしてもそうでなければ辻褄が合わないと思います。その点は十分考えていただきたい。

それからこれがあまりにも下がり過ぎると、非化石への電源の投資に悪影響を与えるという議論に関しては、それはそれだけ聞くと正しいように見えるかもしれませんが、そもそも非化石への投資というのは、例えば炭素税というのがそれなりの水準で入っていれば、ゼロミッション電源の投資インセンティブは高まるはずで。そのような自然な恰好でその電源投資を高めるということに反対していた事業者がこういう主張をするということがあったとすると、それは今もう既に持っている非化石電源から掴み金を取ろうとしているのを糊塗(こと)するためにそういうことを言っているという疑いが相当濃厚だと思います。その点については十分コンシステンシーのある議論なのかということも考えながら検討していく必要があるかと思いました。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

続きまして、エネットの竹廣さん、お願いいたします。

○竹廣オブザーバー

竹廣です。聞こえますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○竹廣オブザーバー

ありがとうございます。ご提案いただきましてありがとうございます。カーボンニュートラルは言わずもがなですが、もはや世界的な潮流であって、高度化法の制定当時から取り巻く環境が大きく、今、変わっている状況だと思います。これを踏まえますと、本来は電力産業に限らず業界を超えて統一的なカーボンプライシングの在り方を検討して、国際基準への適合も考えた上で、高度化法の見直しも含めて検討するタイミングにあり、それが理想的な姿だと考えますが、とはいえここで現行の高度化法が当面存続するという前提での議論ということでしたら、今回の資料について大きく2点コメントをさせていただきたいと思えます。

小売事業を行っているもの、特に新電力から見た懸念点ということになりますが、1点目は高度化法義務達成市場における電源種の偏りの件でございます。33 ページに高度化法市場の検討課題が記載されていますが、本来はここに記載いただきたい重要な課題だと考えています。高度化法義務達成市場の非F I T証書の出どころは、多くはやはり原子力や大型水力となります。これらは新規追加性に乏しく、元々の保有状況による差が大きい電源でございます。原子力や大型水力の証書は再エネと違ってお客さまのニーズや販売先に乏しくて小売が証書購入に要した費用の回収を見込めないということも大きな問題だと考えています。この問題の対策としましては、18 ページでご提案いただいている電源証明というものを全ての電源に対して付与して、それぞれの種別に応じた価格で取引する方法が考えられます。24 ページに記載がございましたけれども、ノルウェーの水力とかオランダの風力でそれぞれ市場ニーズに応じた価格差がつけられていまして、こうした需要家ニーズによる価格差が実現される仕組みについて早期に検討いただきたいと思えます。

2点目ですが、証書の最低価格についてでございます。35 ページに高度化法市場に時限的に最低価格を導入する案が記載されているわけですが、新規追加性に乏しい原子力や大型水力に最低価格を設けても、当該電源の投資促進にはつながらないと思えます。また、現行制度の1.1円から1.2円という取引実績を踏まえるというのは、これはF I T証書の最低価格にひもついて付いた価格ですので、ここを最低ラインとする意味も不合理じゃないかなと思えます。仮に最低価格を付けるのであれば、今後、新規追加性のあるF I P電源の再エネに限ってはどうかと思えます。

先ほどの電源証明を非F I T証書にも適用した上で、新規追加性のある再エネに最低価格を設定するというやり方であれば合理的ではないかと思えます。

カーボンニュートラルを試行していく中で、かかるコストかどのような電源に転嫁されるのかが需要家にも理解できて納得感のある仕組みにしていくことがこれからは大切だと考えますので、その点でご検討をお願いしたいと思えます。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、中部電力の花井さん、よろしくお願いいたします。

○花井オブザーバー

中部電力の花井でございます。聞こえてますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○花井オブザーバー

ありがとうございます。私からは、高度化義務達成市場における観点について意見いたします。6ページに高度化義務達成市場の証書発行量規模として約900億キロワットアワーという記載がございます。高度化義務達成市場については、非FIT非化石証書が対象であり、対象電源に原子力発電等の大規模電源が含まれます。こうした電源の稼働状況によって流通量の変動する点には留意が必要だと考えます。その上で37ページの2021年度の高度化法中間目標値について意見をさせていただきます。

中間目標値の前提となる対象年度の供給計画上の非化石電源比率からFIT想定分を控除することを前提として検討していくことについては賛同いたします。具体的な算定手法は今後の検討になりますが、38ページに記載されております算定式のAの数字からFIT証書分のみを控除した場合、これまでの証書の需給バランスを考慮して、供給量に対する目標を設定していますが、この仕組みに影響を及ぼすものと考えております。冒頭述べましたとおり、非FIT非化石証書の特性上、流通量が大幅に減少する可能性を考慮いたしますと、よりその影響が大きくなることが懸念されます。また、既に公表されております2020年度および21年度の目標値に対しまして、市場流通量を想定した上で調達戦略を立案されている事業者に対しましても配慮する必要があると考えております。非化石証書の供給量の変動によって非化石証書価格が高騰もしくは乱高下する可能性があるため、事業者の予見性確保の観点からも、現行制度同様に激変緩和措置やグランドファザリングの設定総量について検討しつつ、これまでと同様な供給量と目標値の需給バランスとなるよう、供給量に対して一定の裕度を持った目標値を設定する必要があるのではないかと考えております。具体的には今後ということですが、これまでとの整合性も考慮し、2020年度のFIT、非FIT市場の供給量の合計と目標値の需給バランスと同等となるように激変緩和量のD値を見直すということも一案と考えられます。いずれにしましても、中間目標値の算定に際し、供給量と目標値の需給バランスを考慮しつつ、定量的な評価をお願いしたいと思います

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

続きまして、東京ガスの石坂さん、お願いをいたします。

○石坂オブザーバー

東京ガスの石坂でございます。ありがとうございます。

まず前回、事務局からこのご提案が出てきまして、結構大きなご提案だったと受け止めておりまして、正直戸惑っているというのは正直なところでございます、この極めて短時間に、これは全部議論し切れるのだろうかというのは非常に不安を感じているのが正直な気持ちでございます。それを前置きさせていただいておいて3点ごコメントさせていただきます。

まず価格の話ですけれども、再エネ価値取引市場のほうからまず考えてみますと、これは大口需要家が買いやすいようにという、そういう制度趣旨だと理解しているので、そういう趣旨からすると、価格は結構安いものになっていくのだろうと予想するのですけれども、この場合、高度化法義務達成市場の価格がどうなるかと考えたときに、こちらは買わざるを得ない市場なので、乱高下とさっき話もありましたが、高騰する可能性もありますし、最低価格自身も再エネ価値取引市場よりも高いものになるという可能性が結構高くなるのかなと考えると、そうすると、29 スライドにも記載がありますけれども、需要家が環境価値付きメニューというのはこれからいろいろ出していこうと、各社知恵を絞っているのですけれども、ここへの影響は結構避けられないかなと考えています。お客様は、この再エネ価値取引市場の取引が始まると、需要家から見た場合の再エネ価値というのは、再エネ価値取引市場の価格だと認識されるようになるかと考えると、事業者が提供する環境価値付きメニューの価格というのは自由競争を行っている、通常の価格から再エネ価値取引市場価格分だけ上乗せしたものに収れんしていくのかなと予想されます。

そうすると、事業者は高度化法義務達成市場価格と再エネ価値取引市場との価格差というのは、もう事業者の努力では絶対に回収はできないと、そういうことになってしまうと。そうすると、高度化法義務達成市場とこの再エネ価値取引市場の価格差というものは、本来これは需要家全体で公平にご負担いただくのが望ましいと思っていますので、スライド 33 の5ポツにもありますけれども、これはやはり需要家の理解のもとで電気料金にどう反映していくかについては、ぜひ具体的な検討はお願いしたいと思っておりますし、これは難しい問題ですけれども何とかお願いしたいと思っております。

次に、戻りまして、今度は、高度化法義務達成市場の件でございますが、スライド9のタスクフォースのコメントにもありますとおり、この市場の多くは大型水力と原子力になるということで、これまで以上に持つ者と持たざる者との差は結構大きくなっていくことになる。事業者の立場で申し上げますと、次回以降の議論になるのかもしれませんが、第2フェーズ以降におきましても公平な競争環境の確保という観点では、グランドファサリングは今まで以上に不可欠になるような気がしますのでご検討お願いしたいということと、あと、本来は追加性のある再エネを増やしていこうという本来の目的を鑑みますと、追加性のある再エネの市場をさらに分離するとか、あるいはFIT市場と統合するとか、追加性のある再エネのみでもう1回目標を割り振るなどの検討も必要なのではないかと考えます。また、大型水力や原子力を保有している事業者のところだけに新規再エネ開発のための収入が大量に舞い込むことになりまして、そうすると今度は再エネ電源を開発する立

場で考えると、この電源開発という意味で公平な競争環境を確保できない可能性があるのだ、この点も考慮いただきたいと思います。

最後、高度化法の目標値の件ですけれども、スライド 37、これも次回以降の議論になると思いますけれども、これは花井さんからコメントがあったと思いますけれども、やはり F I T 想定分の控除をしないと結構辛いことになるという話と、市場を2つに分けることで高度化義務達成市場の市場規模が小さくなって、これまで以上に実績と供給計画の乖離が生じた場合に急騰リスクが大きくなるので、現状の激変緩和措置と同等以上の何らかの措置というのはやはり必要になるのではないかと考えますので検討をよろしく願います。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

続きまして、関西電力の小川さん、お願いいたします。

○小川オブザーバー

ありがとうございます。小川でございます。

私からは高度化法義務達成市場につきましてコメントをさせていただきます。本日 33 ページにこの市場の主要検討事項ということで大きく 6 つの検討事項を整理していただいたと思います。これはいずれも非常に重要な論点であり、39 ページにありますようなスケジュールを進めていくためには、これは鋭意、今後議論をしていく必要があると考えております。

本日はその中でも先ほども少しお話が出ておりましたが、これは第一フェーズ期間中の制度変更ということでございますので、やはり既に調達を行った事業者が不利になるという事態はこれは望ましくありませんので、この第一フェーズ期間での公平性の確保のためという観点で2つ申し上げたいんですが、ちょっとその取引の前提条件という意味で、これまで昨年度と連続性が確保されますように、この中間目標の設定、この検討をそういう観点でも行っていただきたいということと、もう1点はこれは事務局のほうでも 35 ページにご記載いただいていますけれども、やはり小売事業者の需要関係の影響や再エネ発電事業者への投資促進と両方の観点がございますけれども、まず時限的に最低価格を導入するという事務局の案につきまして賛同するところでございます。

あと、最後に、これは次回以降の検討事項ということでございますが、やはりこの高度化法義務達成市場で要した費用というものをどのように小売電気事業者が回収していくかというのが大きなポイントかと思っています。

高度化法の趣旨からしますと、我が国が目指すカーボンニュートラル社会の実現に向けての非化石電源の維持促進ということでございますので、この資料にもご記載いただいていますように、需要家の皆さまのご理解のもと、やはり各小売電気事業者が適切に調達できる仕組みが必要と考えておまして、この需要家の皆さまのご理解のもとでの電気料金へ

の反映方法ということを課題に挙げていただいておりますが、こういう点につきましても、ぜひ具体的な検討を進めていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

続きまして、秋元委員、お願いいたします。

○秋元委員

ありがとうございます。多くの委員が既におっしゃられたので重複する部分が多いんですが、若干だけコメントさせていただきたいと思います。

再エネ価値市場のほうは、既にF I Tの形で国民が負担したものを有効に活用しているということでございますので、今の状況で売れ残っている部分をうまく活用していきたいという気がしますので、そういう面では最低価格も期待される価格は安くなってほしいということだろうと思いますので、そういった市場の作り方が必要かなと思います。

ただ、一方でこれまでとの関係性等も含めてあまりに安くなり過ぎると、またこれまでの関係性ということとさらに高度化法の義務達成市場との関係性というところからいっても、安過ぎて非F I Tの非化石の投資につながらないということにならないような経過的な最低価格の設定が必要かなと思っているところでございます。

義務的な市場のほうでございますが、こちら松村委員がおっしゃったと思いますけれども、こちらは政策的に目標値が決まっていますので、そういう面では市場に任せるとするのがこちら原理原則的には正しいと思うので、そういう方向に向かっていく必要があるかなと思っています。ただ、こちらについてもこれまでの実際にやった部分と経過が必要だと思いますので、そういう視点の中で最低価格を設定するということが必要だと思っています。

すみません。具体的な水準については、どの辺がいいのかということに関しては、ちょっともう少し議論をする必要があるかなと思っているところであります。

もう1点、義務的市場の部分に関しては、これもほかの委員が、オブザーバーだったと思いますが、おっしゃられたと思いますが、グランドファザリングの割り当て方が今のままでいいのかどうかというところについて、もう一度慎重に検討する必要があるかなと思います。いずれにしろここに関してはグランドファザリングを継続することだと思いますが、今の状況のままでいいのかどうかということも含めて、全体整合的に検討を行っていく必要があるかと思っています。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

次は卸電力取引所の國松さんですね。よろしくお願いいたします。

○國松オブザーバー

ありがとうございます。取引所の國松でございます。

今回のご整理いただいたことにつきまして、私ども取引所が関与していくということでは前向きにどんどん検討を進めてまいりたいと思っております。

1点早めに確認が必要なのは、代理購入ないしは代表購入というんですか、委託、小売電気事業者は需要家から委託されて、市場で買って、それを需要家に渡すというものは、このFIT証書に関していいんだということをお認めいただければ、需要家の直接参加というよりは株式市場と同じように実際に持つ人というのは、証券会社に頼んで証券会社が東京証券取引所から買ってくるわけですけれども、そういった面が作れるのかなとは思っております。それができれば需要家範囲とかというものに関しては希望される需要家は全て買ってこれるということになるかと思っております。

買ってきたときに気になっているのが、温対法上の排出係数の低減価値はあるわけですけれども、例えば100キロワットアワーを使っている需要家が100キロワットアワー分のFIT証書を買ってきましたと。これで0になるはずだよというふうな制度でいいのか。その100の電気の係数が例えば0.8であった場合、それでも0にできるのか。0.4であった人も0にできるのか。この辺りというのが温対法の排出係数の関係で非常に複雑だと思っております。電気にCO₂がくっ付いているということで分かりづらさがあるかと思っておりますので、そこの定義は必要なのかなと。そうしますと、小売電気事業者がメニュー別という形で排出係数を低いもの、高いものというのを分けてますけれども、そういった形というのは今後需要家が直接非化石証書を買って実際にオフセットをしていくということを考えていくと、そういった取り組みというのはちょっと整理し直す必要があるのかなと。先ほどオブザーバーの方からも意見がございましたが、これまで小売電気事業者の方が工夫されていたところは自ら需要家が持つということで工夫じゃなくなって、そこをいかに安くやって買ってこれるかというところになってくるわけですけれども、そこが役割が大きく変わってしまうという部分がどう考えるのかなというところはございます。需要家が買うという、買えるんだというのが大きな変化であって、これまで需要家は買えなくて、小売電気事業者が電気とともに渡すしか認められていなかったので実現できなかったところ、それが大きく需要家が買うということになればすり抜けたいろんな制度の変更はあるのかなと思っております。

そういったことを考えていくと今回お示しいただいたスケジュールというのは非常に厳しいなと思っております。いろんな検討、確認をした後にやっていかなければいけないと思われまますし、また取引所としましては前回も申し上げましたが、非化石価値を保持している証明というものをしっかりと取引ができるように、また小売電気事業者が自分の口座料から例えば123キロワットアワー分という形で引き出して、それが例えば署名付きPDFになってそれを需要家にお渡しができるように、そういった仕組みというのも作っていかうと思っておりますので、それには少し時間がかかるのかなと考えてございます。

何にしましても早期の実現というのはしたほうがいいと思っておりますけれども、多少厳しさ

はあるのかなと思ってございます。あわせて、高度化法上3年間の第一目標期間に入っている中で、F I Tでの非化石価値で買われた方も多分おられると思います。1.3円で買っているわけですが、それを控除すればいいのかと言われると、なかなかそこも難しいのかなと思っております。控除するだけで何で後でそんな変わるのに先に買った人が不利益を被るとするのはやはり極力というか絶対避けなければいけないと思っておりますので、その投資は難しいと思います。非F I T、非化石に関して最低価格を設けるといような取引上の市場のほうに最低価格を設けるのはこれはできますけれども、非F I T、非化石というのは代替取引も認められているところです。その価格に関しては最低価格を設定しようが非常に分からないところになりますので、それを踏まえた中でいろんな議論が必要になるのかなと考えてございます。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、次は、Jパワーの加藤さん、お願いいたします。

○加藤オブザーバー

加藤でございます。聞こえてますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○加藤オブザーバー

ありがとうございます。私からは35スライドの非F I T非化石電源への環境投資につながるように、というところについて、今後の話だと理解してございますけれども、意見を述べさせていただきたいと思います。

非F I T非化石電源で原子力や大規模水力については、追加性や新規性といった観点から乏しいというご意見を先ほど何人かの方がおっしゃっていたかと思っておりますけれども、大規模水力というものを考えますと、ダム湖には砂が経年でどんどん貯まってまいります。この砂をかき出して堆砂対策を行わないと、どうしても発電運用に影響を与えてまいります。堆砂処理に証書の売却収入を充当していくことによって貴重な水力、非F I T非化石電源の維持につながることも十分な意味があるのではないかと考えてございます。こちらについても引き続きご検討をいただければと思います。

私からは以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

ほかにご意見はいかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

どうもありがとうございました。それでは、いくつかご質問、確認事項もいただいております。事務局のほうからコメントがありましたらお願いしたいと思います。

○小川資源エネルギー庁電力基盤課長

ご意見、様々いただきましてありがとうございます。ご質問、出光興産の渡辺オブザーバーから2点いただいております。

まず1つ目の証書、特に電源証明に近い形で価格が分かれることを前提で議論していくかという点。これは今後のご議論でありますけれども、今まで非化石証書として取引していたものを一足飛びに例えば今年、来年の取引から電源ごとに分けてというのはハードルが高いと考えております。そういった意味では、価格が分かれていく前提でということにはならないかとは思っていますが、いずれにしてもここでお示ししたような大きな方向性をどう考えていくのかというのを踏まえてのご議論になると思っております。

2点目は価格差、2つの市場での価格差に対応するものが高度化法における非化石電源比率への参入の価値になるのかというご質問でありました。考え方としてはおっしゃるように、2つの市場における価値の違いが価格差と考えられます。他方、厳密な意味でそこが一致するのかといった点などは、もちろんそれぞれの市場における取引価格によってくるものですから、厳密に一致するわけではないでしょうが、基本的には価格差が生じた場合にはおっしゃるような高度化法上の価値がそれに相当すると考えられます。

その他大きな方向性、今後の検討、スケジュールも含めて様々のご議論、ご意見をいただいております。これらにつきましては、事務局において整理の上、また次回以降ご議論いただければと思いますのでよろしく願いいたします。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございます。

非化石価値取引市場の見直しということで再エネ価値取引市場、高度化法義務達成市場という2つに分けていくという方向性に対しまして、たくさんの論点がある中で、本日は再エネ価値取引市場については3つの論点について、高度化法義務達成市場については2つの論点について様々のご意見をいただきました。引き続き他の論点も含めて議論が必要でございますので、事務局におかれまして本日の意見も踏まえながら、次回さらなる具体的な検討が進むように整理をいただければと思いますので、次回またどうぞよろしくしたいと思います。

それでは以上をもちまして用意した議題は終了しましたが、その他、特にご意見はございますでしょうか。委員の皆さんから何かご意見はございますでしょうか。

それでは、特にないようですので、次回開催につきまして何か連絡事項がございましたら事務局のほうからお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

○森本資源エネルギー庁電力供給室長

また、次回開催につきましては詳細等が決まり次第、ホームページ等でお知らせいたしたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

以上でございます。

3. 閉会

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、本日も非常に活発にご議論いただきましてありがとうございました。これをもちまして第49回制度検討作業部会を終わりにしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。